

監護相当・生計費負担についての確認書 主なQ&A

No.	質問	回答
1	いつ時点の監護相当・生計費負担の状況を申し出るのでしょうか？	今回の制度改正に伴う分については、令和6年10月1日時点の状況です。
2	児童の兄弟等を含めても3人以上いない場合(例、9歳の子と17歳の児童を養育している場合)であっても、監護相当・生計費の負担についての確認書の提出は必要ですか？	児童の兄弟等がいる場合であっても、合計の人数が3人以下である場合は、提出する必要はありません。
3	戸籍上で自身の子ではない子(例、妻の子)であっても、養育している子の人数に加算することはできますか？	戸籍上で自身の子ではない子であっても、申立人がその子について監護相当であり、かつ生計費の負担があれば加算することができます。
4	児童の兄弟等が結婚している場合、養育している子の人数に加算することができますか？	結婚していても、申立人が監護相当であり、かつ生計費の負担があれば加算することができます。ただし、その状況について確認させていただく場合があります。
5	児童の兄弟等が留学しており、日本に住民票がない場合は、養育している子の人数に加算することができますか？	留学を理由に日本に住民票を有しない児童の兄弟等であっても、申立人が監護相当であり、かつ生計費の負担があれば加算することができます。別途提出が必要な書類がありますので、お問い合わせください。
6	児童の兄弟等が仕事をしている場合、職業等の欄のどれに○をつければよいですか？	仕事をしている場合は、「その他」に○をつけてください。
7	児童の兄弟等が予備校に通っている場合は、どのように記載すればよいですか？	予備校に通っている場合には、無職(アルバイトをしている場合にはその他)に○をつけてください。また、卒業予定年月や通学先については記載しないでください。
8	児童の兄弟等が専門学校や短大・高等専門学校に通っている場合は、どのように記載すればよろしいですか？	専門学校や短大・高等専門学校に通っている場合は、学生に○をつけ、卒業予定年月や通学先(専門学校・短大・高等専門学校名)を記載してください。
9	監護相当・生計費の負担がある児童の兄弟等が、住民票を異動していない(申立人と同居していることになっている)ものの、通学の理由などにより下宿(別居)している場合、「申立人による監護相当の状況」欄は1・2のどちらになりますか？	「申立人による監護相当の状況」欄については、住民票上の住所が同一の場合は同居(1に該当)、別の場合は別居(2に該当)としてください。また、住所欄は住民票上の住所を記載してください。
10	児童の兄弟等について、今後監護相当・生計費負担がなくなった場合は、どのようにすればよいですか？	監護相当・生計費負担がなくなった場合は、手当額に影響しますので、速やかに手続きが必要です。手続きが遅れた場合、すでに支給済みの手当額を返還していただく場合がありますのでご注意ください。
11	今後、学生であった児童の兄弟等が学生でなくなった場合や、就労者であった児童の兄弟等が仕事を辞めた場合など、確認書に記載した内容と変更があった場合は手続きをする必要がありますか？	確認書の記載内容に変更があった場合は、速やかに手続きが必要です。手続きが遅れた場合、すでに支給済みの手当額を返還していただく場合がありますのでご注意ください。